

令和7年度
認定看護管理者教育課程
ファーストレベル

募集要項



公益社団法人静岡県看護協会

公益社団法人静岡県看護協会 認定看護管理者教育課程ファーストレベル
令和7年度(2025年度)募集要項

1 教育理念

多様なヘルスニーズを持つ個人、家族及び地域住民に対して、質の高い組織的看護サービスを提供することをめざし、一定の基準に基づいた看護管理者を育成する体制を整え、看護管理者の資質と看護の水準の維持及び向上に寄与することにより、保健医療福祉に貢献する。

本教育機関は、自律的研鑽を求める教育・学究の場となることを意図し、変動する環境に適応し発展へ向けて挑戦し続けられる人材を育成する。ひいては、認定看護管理者の社会的認知をもたらす人材の輩出をめざす。

2 教育目的

看護専門職として必要な管理に関する基本的知識・技術・態度を習得する。

3 到達目標

- (1) ヘルスケアシステムの構造と現状を理解できる。
- (2) 組織的看護サービスの提供上の諸問題を客観的に分析できる。
- (3) 看護管理者の役割と活動を理解し、これからの看護管理者のあり方を考察できる。

4 教育課程

	教 科 目	時 間 数	
カリキュラム基準	ヘルスケアシステム論Ⅰ	15 時間	111 時間
	組織管理論Ⅰ	15 時間	
	人材管理Ⅰ	30 時間	
	資源管理Ⅰ	15 時間	
	質管理Ⅰ	15 時間	
	統合演習Ⅰ	21 時間	
カリキュラム基準外	特別講義	15 時間	

5 教育課程修了要件

認定看護管理者カリキュラム基準に定める全教科目の修得をもって認定看護管理者教育課程の修了とする。

教科目の修了とは、以下の項目を満たした場合をいう。

- 1) 各教科目時間数の4/5以上の出席があること。
- 2) 各教科目のレポート評価がC以上(A・B・C・Dの4段階)であること。
6教科目すべてに合格していること。
A: 80～100 点、B: 70～79 点、C: 60～69 点、D: 59 点以下

6 実施機関

公益社団法人静岡県看護協会

7 主たる会場

静岡県看護協会会館 (静岡市駿河区南町 14 番 25 号 エスパティオ3階)

8 開催期間

2回開催

第1回 令和7年 5 月 12 日(月)～ 7 月 23 日(水) 23 日間

第2回 令和7年 10 月 1 日(水)～12 月 8 日(月) 23 日間

* 土日・祝日にも講義があります。

9 受講要件

下記の1)～3)の要件をすべて満たしている者。

1) 日本国の看護師免許を有する者。

2) 看護師免許を取得後、実務経験が通算して5年以上ある者。(准看護師経験は含まない。)

＊実務経験は育児休業、病気休業等の休職期間を除く。

＊受講時に実務年数が5年以上であれば応募可能。

3) 管理業務に関心がある者。

10 募集定員

第1回 50名 第2回 50名 計 100名

11 受講料

1) 受講料 (修了審査料を含む)

令和7年度 日本看護協会会員 143,000円 (税込)

非会員 275,000円 (税込)

＊上記受講料には資料代が含まれる。

＊既納料金は返金しません。

12 受講申込方法

1) 申込期間

令和7年2月7日(金)～ 2月25日(火) **12時必着**

※持参の場合は、平日 16時まで受付 (土日は除く)

2) 提出書類等 (1)～(5)

(1) 令和7年度認定看護管理者教育課程ファーストレベル 受講申込書 (様式1)

(2) 勤務証明書 (様式2)

(3) 看護師免許証の写し (A4サイズ縮小コピー)

(4) 小論文

(5) 返信用封筒 (1名につき1封筒)

角形2号封筒(240×332mm)に受講者の住所氏名を明記し、180円切手を貼付する。

＊様式1, 様式2はダウンロードして記入してください。

＊提出書類に記載漏れがないように記載し、提出前にご確認ください。

＊書類に不備があった場合は、受け付けができません。

【小論文課題】

あなた自身の看護管理実践を踏まえ受講動機を述べなさい

●A4用紙(縦)1枚に横書きで本文 800字以内。(見出し、引用・参考文献等は文字数に含めない。)

●本文の最終行に総文字数を記載する。

●表紙は不要。

●テーマのタイトルは応募者全員同じタイトルとする。

●施設名、職位、氏名を記載する。

●フォントは、MSP 明朝 10.5ポイント。

●余白は、上下左右 各 20mmずつ空ける。

●「～である」調で記載する。

●論文は、箇条書きとしない。

記載例

1行目…タイトルは「ファーストレベル受講動機」と記載。

2行目…施設名・職位・氏名(右揃えにすること。)

3行目…本文

記載例

1行目	「ファーストレベル受講動機」
2行目	施設名 職位 氏名
3行目	〇〇(ー本文ー)〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇〇〇〇〇
文末	文字数(最終行)

3) 提出先

〒422-8067 静岡県駿河区南町 14-25 エスパティオ3階

公益社団法人静岡県看護協会 教育研修部 宛

※封筒表面に「ファーストレベル受講申込書類在中」と朱書きしてください。

13 受講決定

1) ファーストレベル受講審査会が書類と小論文を審査し、認定看護管理者教育運営委員会が受講決定する。

2) 書類審査

応募書類は、正しく記載していること。

3) 小論文審査(評価指標)

項 目	評 価 の 視 点	配 点
1 問題意識	課題(受講動機)が明らかである ①自身の管理実践から導き出されている ②問題が明確である	30点
2 論理性	論理的(筋道を立て)に書かれている ①論理の矛盾がない ②段落があり、話の筋道が通っている ③一読して文章が理解できる	30点
3 表現力	わかりやすい文章で書かれている ①文章が短い、句読点が適切である ②主語と述語が明確である ③文体が統一している	30点
4 その他	誤字・脱字がない 所定の形式・文字数で書かれている	10点
		合計 100点

4) 受講決定の通知

令和7年4月初旬に、応募者本人宛に受講の可否を通知する。

※4月第1週を過ぎても通知が届かない場合は、教育研修部までご連絡ください。

14 その他

1) 提出された書類は返却いたしません。

2) 受講決定後に受講をキャンセルされる場合は電話で連絡してください。

15 個人情報の取り扱い

本会の個人情報保護方針および規定に基づき、個人情報の取得・利用を適切に行います。この個人情報は、研修会申し込みに伴う書類発送、学習ニーズや、研修評価に伴う調査依頼、研修案内に用い、この利用目的の範囲を超えて取り扱うことはしません。なおこの範囲を超える場合には、ご本人の同意を得た上で取り扱います。

16 問合せ先

公益社団法人静岡県看護協会

教育研修部 認定看護管理者教育課程ファーストレベル担当

〒422-8067 静岡県駿河区南町 14-25 エスパティオ3階

TEL: 054-202-1760

令和7年度カリキュラム

【教育目的】

看護専門職として必要な管理に関する基本的な知識・技術・態度を習得する。

【到達目標】

- ヘルスケアシステムの構造と現状を理解できる。
- 組織的看護サービス提供上の諸問題を客観的に分析できる。
- 看護管理者の役割と活動を理解し、これからの看護管理者のあり方を考察できる。

教 科 目	単 元	教 育 内 容	時 間
ヘルスケアシステム論Ⅰ	社会保障制度概論	・ 社会保障制度の体系 ・ 社会保障の関連法規	15
	保健医療福祉サービスの提供体制	・ 保健医療福祉制度の体系 地域包括ケアシステム 地域共生社会	
	ヘルスケアサービスにおける看護の役割	・ 看護の社会的責務と業務基準 看護専門職論 看護関連法規 倫理綱領 看護業務基準	
		・ 看護連携 ・ 地域連携における看護職の役割 ・ 保健医療福祉関連職種理解	
組織管理論Ⅰ	組織マネジメント概論	・ 組織マネジメントに関する基礎知識 ・ 看護管理の基礎知識	15
		*目標管理の実践	
	看護実践における倫理	・ 看護実践における倫理的課題 ・ 倫理的意思決定への支援	
人材管理Ⅰ	労務管理の基礎知識	・ 労働法規 ・ 就業規則 ・ 健康管理（メンタルヘルスを含む） ・ 雇用形態 ・ 勤務体制 ・ ワークライフバランス ・ ハラスメント防止	30
	看護チームのマネジメント	・ チームマネジメント ・ 看護ケア提供方式 ・ 准看護師への指示と業務 ・ 看護補助者の活用	
		・ リーダーシップとメンバーシップ ・ コミュニケーション ・ ファシリテーション	
	人材育成の基礎知識	・ 成人学習の原理 ・ 役割理論 ・ 動機づけ理論	
		・ 人材育成の方法	
資源管理Ⅰ	経営資源と管理の基礎知識	・ 診療・介護報酬制度の理解 ・ 経営指標の理解 ・ 看護活動の経済的効果	15
	看護実践における情報管理	・ 医療・看護情報の種類と特徴 ・ 情報管理における倫理的課題（情報リテラシー）	
質管理Ⅰ	看護サービスの質管理	・ サービスの基本概念 ・ 看護サービスの質評価と改善	15
		・ 看護の質向上への静岡県看護協会の取り組み	
		・ 看護サービスの安全管理 ・ 看護サービスと記録	
統合演習Ⅰ	演習	・ 学習内容を踏まえ、受講者が取り組む課題を明確にし、対応策を立案する	21
時 間 数			111
特別講義	論理的思考技法	*論理的思考	15
		文章・文書作成（レポート作成）	
		問題の発見と明確化	
		問題解決過程	

注：教育内容は、日本看護協会の認定カリキュラム基準である。但し、*の内容は、静岡県看護協会独自の内容である。

